

土採取計画認可申請書類作成要領マニュアル (R7.6)

千葉県商工労働部産業振興課

土採取計画認可申請書類作成要領

制定	昭和59年	4月	5日	工業第	18号
改正	昭和60年	4月	1日	工業第	19号
改正	平成10年	3月27日		工業第	499号
改正	平成12年	3月29日		工業第	508号
改正	平成16年	3月31日		保安第	349号
改正	平成16年	8月12日		保安第	202号
改正	平成16年10月25日			保安第	281号
改正	平成18年	5月	1日	保安第	92号
改正	平成22年	3月23日		保安第	6051号
改正	平成23年	3月31日		保安第	5687号
改正	令和3年	4月	9日	産振第	45号
改正	令和3年10月	1日		産振第	627号
改正	令和7年	6月23日		産振第	296号

第1 申請書類

1 認可申請の際に提出すべき書類は次のとおりとする。

(1) 土採取計画認可申請書（千葉県土採取条例施行規則（昭和49年千葉県規則第66号。以下「規則」という。）様式）

認可申請手数料：33,900円（H30.4.1現在）（千葉県収入証紙を所定箇所に貼付する。）

(2) 目次

(3) 業者登録通知書の写し

(4) 誓約書（別紙様式1） 保証書、承諾書を含む。

(5) 隣接地同意書の写し（別紙様式2）

(6) 使用土地目録（別紙様式3）

(7) 土地の登記事項証明書

(8) 土地の使用収益に関する契約書の写し

(9) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書・届出書の写し

(10) 土採取災害防止計画書（別紙様式4）

(11) 災害防止管理系統図

(12) 位置図（見取図（Ⅰ）と併用可）

(13) 公図

(14) 見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）

(15) 見取図（Ⅱ）（平面図と併用可）

(16) 実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）

(17) 実測縦断面図

(18) 実測横断面図

(19) 求積図

(20) 土量計算書

- (21) 中期事業計画書（別紙様式 5）及び中期事業計画平面図
- (22) 長期構想書（別紙様式 6）及び長期構想図
- (23) その他特に指示するもの

2 変更認可申請の際に提出すべき書類は、採取計画の変更認可申請書（規則様式）に前記 1 の書面のうち (6) 使用土地目録、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするもの及び記載内容の変更を必要としない書類の一覧表を添付するものとする。 書類の一覧表とは目次を言う。

「採取計画の変更」とは、例えば土の採取量又は掘削面積の増加、採取期間の延長、使用重機の増加等、採取計画の内容を変更することである。

次の採取量の増加又は採取期間の延長に係る採取計画の変更については、条例第 7 条第 1 項の規定による変更認可として取り扱う。ただし、変更認可は 1 回限りとし、採取量の増加と採取期間の延長（現認可の採取期限がブロック別認可期限前である場合において、ブロック別認可期限までの採取期間の延長を除く。）の双方を内容とする変更は認めない。

(1) 採取量の増加

次の事項のすべてを満たすもの。

ア 増加する採取量（増量）が現認可の採取量のおおむね 30 パーセント以内であること。

イ 変更認可日以降の採取期間内（残存期間）において採取可能であること。

（増量と残存期間の目安）

増量の率が 15 パーセント未満→残存期間 3～4 か月以上

増量の率が 15 パーセント以上→残存期間 4～5 か月以上

ウ 掘削面積の増加を伴う場合は、増加する掘削面積が現認可の掘削面積のおおむね 30 パーセント以内であること。

エ 掘削区域を拡張する場合において、当該変更に係る区域と現認可の採取場の区域が 1 つの採取場とみなされること。

オ 災害防止対策など他の採取計画の内容が一新されるような大きな変化がないこと。

(2) 採取期間の延長

次の事項をすべて満たすもの。

ア 現認可において掘削できなかった土量があること又は認可採取計画に定める採取跡の埋戻しや廃土の処理に期間が必要であること。

イ すでに採取に係る土地貸借契約等の権限を有していること。

ウ 一部廃止区域を除き、現認可区域と変更認可申請区域が同一であること。

エ 原則として災害防止対策など他の採取計画の内容に変化がないこと。

採取量又は掘削面積の増加による変更認可申請の際には、変更にかかる公図、見取図（Ⅱ）、実測平面図、実測縦横断面図、土量計算書等を添付すること。

なお、採取期間延長に係る変更認可申請の際の提出書類は次のとおりとする。

(1) 変更認可申請書（変更の理由に採取土量が残っている旨を記載する。）

採取跡の埋戻しや廃土の処理に期間が必要である場合はその旨を記載すること。

変更認可手数料：15,000 円（H30.4.1 現在）（千葉県収入証紙を所定箇所に貼付する。）

(2) 誓約書

(3) 保証書

(4) 隣接地同意書の同意期間が満了する場合は、同意を更新する書類の写し

- (5) 土地等の使用収益に関する契約期間が満了する場合は、契約を更新する書類の写し
 (6) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可・届出期間が満了する場合は、許認可・届出を更新する書類の写し（特に、農地転用許可の更新について注意すること。）
 (7) 使用土地目録
 (8) 中期事業計画書（別紙様式 5）及び中期事業計画平面図
 (9) 長期構想書（別紙様式 6）及び長期構想図
 (10) その他特に指示する書類
- 目次についても提出すること。

3 提出部数は、正本 1 部及び当該採取場の所在する市町村の数に 1 を加えた数の写しとする。このほか、使用土地目録、位置図、見取図（Ⅰ）、公図等については、提出先において指示された数とする。

- 1 写しの内、1 部は認可後に申請者に還付する。
- 2 使用土地目録等は関係機関への意見照会用であり、原則として下記の部数であるが、計画内容によっては照会先が増える場合があるので提出先に確認すること。

関係機関照会用申請書類	提出部数
使用土地目録、位置図、見取図Ⅰ、見取図Ⅱ、 公 図	原則として各 5 部 原則として 4 部
実測平面図、実測縦断面図、 実測横断面図、採取量計算書 中期事業計画書、中期事業計画平面図、 長期構想書、長期構想図	原則として各 1 部

第2 編冊方法

第 1 の 1 に記載された順序で A 4 版に編冊するものとし、図面、表の類は、おもてに内容物の名称を記載した袋にそう入すること。

提出書類には目次と符合するインデックスを付けること。

A 3 版までの図面、表の類は綴り込むこと。

第3 作成上の注意

1 一般的事項

- (1) 書類に記載する長さ、高さ、面積、体積、重量等の表示はメートル法で行うこと。
- (2) 図面には方角を、さらに実測図面にあつては、縮尺を必ず表示すること。
- (3) 採取の方法によっては、この要領で定められた事項のうち不要なものが出てくることが考えられるが、このような場合は不要な事項を適宜省略して作成すること。

2 個別的事項

(1) 土採取計画認可申請書

ア 「土採取場の区域」について

土採取場の主たる地番及び筆数並びに認可申請に係る土地の総面積等を次の例に従って記載すること。

（例）千葉県〇〇郡〇〇町〇〇字××番ほか××筆 地番は採取終了まで採取場区域として残る地番とする。

面積 $\times \times \text{m}^2$ (うち掘削面積 $\times \times \text{m}^2$) 採取場面積と掘削面積を併記する。

採取場区域の一部を廃止する場合は、原則として更新の認可申請時に一部廃止届を提出するものとし、申請書には、一部廃止区域を除いた面積を記載する。なお、認可期間内に一部廃止を行う場合は、採取場区域変更の変更認可申請と併せて一部廃止届を提出する。

「採取する土の数量」は、次の「審査基準」を満たすこと。

第2 土の採取

1 採取の量

採取の量は、採取に伴う災害を防止するため過大なものとならないよう、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 採取の方法
- (2) 採取機械その他の設備の能力
- (3) 作業時間及び作業人員
- (4) 採取場の自然状況による採取の難易度
- (5) 土を搬出する際の積込み能力
- (6) 主要道路に至るまでの搬出路の状況

イ 「採取の期間」について

(7) 採取の期間は、別表1の各地域振興事務所並びに商工労働部産業振興課（以下「産振課」という。）管内のブロック別認可期間と調整し、原則として1年以内の期間とする。

なお、ブロック別認可期間との調整の態様は次のとおりとする。

- a 採取期間が採取完了まで6ヶ月未満であることが明らかなものについては、ブロック別認可期間との調整は不要とする。
 - b 採取開始予定時期からブロック別認可期間の終期までが6ヶ月以上である場合は、当該終期までの期間とする。
 - c 採取予定時期からブロック別認可期間の終期までが6ヶ月未満であり、当該終期を越えて1年以上採取が継続される場合には、次年のブロック別認可期間の終期までとする。この場合関係書類（図面）において申請時ブロック別認可期間内で掘削する区域等と次年のブロック別認可期間内で掘削する区域等を明確にすること。
 - d 採取開始予定時期からブロック別認可期間の終期までが6ヶ月未満であり、当該終期を越えて採取が継続されるが、採取完了まで1年未満であることが明らかなものについては、ブロック別認可期間との調整は不要とする。
- (イ) 優良な採取場として認められた場合は、3年以内の期間とすることができる。

「優良な採取場として認められた」とは、認可期間特例審査会を経て優良な採取場と認められたことをいう。

「作業の時間」の記載にあたっては、次の「審査基準」を満たすこと。

第2 土の採取

3 災害防止の方法等

(5) 作業時間

作業時間は、安全確保のため、日の出から日の入りまでの時間とする。

ウ 「採取の方法」について

掘削方法欄には、採取中の段数及び掘削面に設ける小段の幅について記載すること。

「採取の方法」の記載にあたっては、次の「審査基準」を満たすこと。

第2 土の採取

3 災害防止の方法等

(1) 掘削等

ア 保安距離

土採取による崩壊により影響を及ぼすことのないようにするため、公共物件及び家屋その他の隣接物件並びに隣接地から2メートルを標準とした保安距離（次に掲げる物件及び隣接地に対しては、それぞれ次に掲げる保安距離）を隔てた上で、掘削を行うものであること。

（ア）公共物件及び特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、万一の崩壊による影響の重大性に鑑み、2メートルを下回らない保安距離であること。

（イ）隣接地に対しては、土採取計画に盛り込まれた掘削箇所により、隣接地の崩壊のおそれがないものと認められる場合に限り、2メートルを下回る保安距離として差し支えないこと。

イ 掘削深

（イ）掘削基準点よりも低い標高の位置において、掘削が行われないものであること。

ウ 掘削方法

（ア）(1)アの保安距離を確保した上で、崩壊等による災害を防止するため、掘削面のこう配45度以下で掘削するものであること。

(4) 採取跡の処理

イ 採取終了後ののり面は、こう配を45度以下とするものであること（垂直高さが10メートルを超えるときは、こう配45度以下とし、かつ、10メートルごとに幅1メートル以上の小段を設けるものであること）。

- 1 人員等が作業量に比べ妥当なものであること。
- 2 表土及び掘削土砂の堆積場の位置、範囲が見取図Ⅱと一致すること。

エ 「採取のための設備その他の施設」について

採取機械の使用目的を「掘削：積込」の欄に記入すること。また、使用目的が重複するものは、その使用割合を記入するものとする。

（例）掘削：積込＝6：4

重機の規格・数量等は掘削量等と比べ妥当なものであること。また、前回申請計画と比べ変動に合理性があること。

オ 「土の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設」について

災害の防止措置について、具体的に記入すること。なお、それぞれの防災施設（有刺鉄線柵、危険標識、排水溝、築堤等）の構造図を添付するものとする。

「土の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設」の記載にあたっては、次の「審査基準」を満たすこと。

第2 土の採取

3 災害防止の方法等

土採取計画の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 掘削等

ア 保安距離

土採取による崩壊により影響を及ぼすことのないようにするため、公共物件及び家屋その他の隣接物件並びに隣接地から２メートルを標準とした保安距離（次に掲げる物件及び隣接地に対しては、それぞれ次に掲げる保安距離）を隔てた上で、掘削を行うものであること。

（ア）公共物件及び特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、万一の崩壊による影響の重大性に鑑み、２メートルを下回らない保安距離であること。

（イ）隣接地に対しては、土採取計画に盛り込まれた掘削箇所により、隣接地の崩壊のおそれがないものと認められる場合に限り、２メートルを下回る保安距離として差し支えないこと。

イ 掘削深

（ア）申請者は掘削基準点を設定し、これを現地において表示するものであること。

（イ）掘削基準点よりも低い標高の位置において、掘削が行われないものであること。

ウ 掘削方法

（ア）(1)アの保安距離を確保した上で、崩壊等による災害を防止するため、掘削面のこう配４５度以下で掘削するものであること。

（イ）掘削の方法は、すきとり方式、階段堀り方式その他の安定こう配を保つことのできる方式によるものであること。

エ その他

掘削による災害の防止については、ア～ウのほか、次に掲げる観点から審査する。ただし、これらの観点は一律に判断できない性質を有するものであるため、必要に応じ、これらの観点を踏まえた条件を付することがある。

（ア）掘削深、地質、土質及び使用する重機の能力を勘案し、のり面に平場を設けるものであること。

（イ）事業期間及び掘削区域について、適切な計画が立てられていること。

（ウ）公共物件が周辺に存在する場合において、水路の水の漏水、道路の陥没その他これらに類する危険が生じるおそれがあるときは、必要な補強工事を行うものであること。

（エ）土採取場には、丁張りその他の方法により、掘削のこう配及び掘削深を確認できる表示を行うものであること。

（オ）土採取場において、工事関係者以外の者が近づくことができる箇所がある場合は、当該箇所に囲い柵、危険表示その他の表示物を設置するものであること。

（カ）乾燥時においては、土砂の飛散を防止するため、周辺の状況に応じて、土採取場内への散水、防砂ネットの設置その他の必要な措置を講ずるものであること。

（キ）土砂の飛散を防止するため、土採取場内で土採取が終了しあるいは裸地のままの区域で、現在あるいは今後の土採取において支障を来さない区域がある場合には、早急に緑化を進めるものであること。

（ク）掘削箇所への地下水の浸透、地下水位の低下その他の地下水の変化により、土採取場周辺の井戸水、農業用水その他の水の利用に悪影響を与えないように行うものであること。

（ケ）その他、条例の目的を達成するため必要な措置を講ずるものであること。

(2) 土の堆積

掘削した土を堆積する場合は、土留めの設置その他の崩壊又は降雨により土採取場外への土の流出を防止するため必要な措置を講じるものであること。

(3) 雨水の処理

降雨等により、土採取場外に土砂、汚濁水等が流出するのを防止するため、土採取場内に浸透池、排水溝の設置その他の適切な措置を講じるものであること。

(4) 採取跡の処理

採取跡の処理は、次に掲げる事項に適合するものであること。

- ア 採取跡は、平坦になるものであること。ただし、平坦にすることが困難な場合にあっては、降雨等により土砂が崩壊、流出しないよう措置を講ずるものであること。
- イ 採取終了後ののり面は、こう配を 45 度以下とするものであること（垂直高さが 10 メートルを超えるときは、こう配 45 度以下とし、かつ、10 メートルごとに幅 1 メートル以上の小段を設けるものであること）。
- ウ 採取終了後は、のり面の崩壊を防止するため、遅滞なく、草木の植栽、土留めの設置その他の必要な措置を講じるものであること。

(5) 作業時間

作業時間は、安全確保のため、日の出から日の入りまでの時間とする。

付属書類として、防災施設平面図、集水区域図（前 2 図とも見取図Ⅱと併用可）、沈砂池容量計算書、防災施設構造図を添付し、次の事項に留意して作成する。

- 1 採取場内の雨水は、場外に流出させないことを原則としており、浸透沈砂池等の適切な沈砂池を計画する。

認可条件においては、泥水の流出防止のための対策を講じること、及び汚濁水を外部に放流しないこととしている。

- 2 沈砂池周りの防護柵、採取場の境界柵、排水溝等を適切に設置する。
- 3 集水区域図は、等高線による分水嶺や場内の排水路・傾斜から流下方向を確認して、場外からの流入区域を含め集水区域の区画を記載する。
- 4 沈砂池容量計算書は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」等を使用して、各集水面積から必要容量を算定する。
- 5 沈砂池の構造を記載し、容量を算定し、必要容量を満たすものであること。

掘削の段階毎に位置、構造等を変える施設（沈砂池等）は、それぞれの段階毎に表示すること。

雨水調整池の容量は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を準用し、必要洪水調整容量（集水面積 1 ha あたり、千葉市・柏市などの北西部は 1,300 m³、香取市、東金市、君津市等は 1,450 m³、勝浦市、館山市、銚子市などの東部・南部は 1,600 m³）に設計堆積土砂量 150 m³/ha 年を加える。（林地開発許可では、設計堆積土砂量は 300 m³/ha 年とされている。）

- 6 「土の搬出の方法」の記載にあたっては

- (1) トラックは、掘削総量・製品量に比べ十分な台数であること。
- (2) 1 日あたり平均搬出量が認可申請量と整合すること。
- (3) 出入車両一覧表が添付されている場合は、合計台数と整合すること。
- (4) 「製品の搬出にあたって、採取場内で車輪などについた土砂を完全に落とす具体的な対策」等を説明する別紙を添付すること。

(2) 目次

提出書類を一覧できるように作成すること。

作成要領第1の1の「認可申請の際に提出すべき書類」の(1)から(23)の全てを列記し、書類に付けたインデックスと一致させる。該当がないものは「該当なし」と表記する。

(3) 業者登録通知書の写し

知事が発行した当初の業者登録通知書及び登録事項の変更があった者については、当該変更事項について登録簿に記載した旨の通知書を複写したものとする。

(4) 誓約書

誓約書(別紙様式1)を作成すること。なお、この場合取扱いの態様は次のとおりとする。

ア 法人化組合の組合員が別表2による当該組合の管轄区域で採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該組合の長の保証書を添付する。 参考様式：19ページ

イ 法人化組合の組合員が前記アの区域以外で採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該組合の長の保証書とあわせて、採取場区域を管轄する法人化組合の長の承諾書を添付する。

ただし、採取場区域を管轄する法人化組合が二以上ある場合は、承諾書発行組合は他方の法人化組合と協議することとする。

ウ 土採取業者の組合に加入できない大企業(資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社)が採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び同業2社の保証書を添付する。

(5) 隣接地同意書

掘削区域に隣接する土地の所有者(その土地について、用益物権契約または賃貸借(使用貸借)契約が締結されている場合は、その契約に基づく借地権者を含む。)の隣接地同意書(別紙様式2)の写しを添付すること。なお、掘削区域に隣接しない土地についても、影響を受ける土地については、同意書又は承諾書を添付すること。

また、所定の書式による隣接地同意書のほか、採取に関する他の同意書類によることも可とする。

(例 賃貸借契約書、林地開発許可申請書の開発行為同意書等)

共有地については、原則として共有者全員の同意を得ること。ただし、所在不明等の理由により一部の共有者から同意を得ることが困難な特別な事情がある場合は、その共有者の同意書に代えて次の書類を添付すること。なお、この取扱いは、「土地等の使用収益に関しての契約書の写し」にも適用する。

ア 地区共有地の場合は、代表者名の同意書、地区総会議事録等経緯がわかる書面及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と代表者連名の誓約書

イ その他の共有地の場合は、登記事項証明書、共有持分の明細総括表及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と他の共有者連名による誓約書

ただし、掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上の距離を有する部分に面し、かつ掘削による影響が及ばない隣接地については、疎明書を添付することにより、当該隣接地同意書の添付を省略できるものとする。

1 同意書の同意年月日は必ず記入する。

2 同意期間は後日のトラブルを避けるため記入する。(日付のほか「今回認可の終了まで」「採取終了まで」等と表記する。)

3 「掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30m以上の距離を有する部分に面し、かつ掘削によ

る影響が及ばない隣接地」について、同意書の添付を省略した場合は、別紙（21ページ）を参考に隣接地同意書を省略した地番と掘削による影響が及ばない状況を記載した書面を提出する。

- 4 土地所有者が死亡している場合は、「（8）土地等使用収益に関する契約書の写し」のなお書きに準じて作成する。

（6）使用土地目録

採取場の敷地として使用する土地のすべてについて、使用土地目録（別紙様式 3）を作成すること。なお、所有者が複数の場合は、共有者の全員の氏名及び持分明細の一覧表を作成すること。

1筆の土地について複数の使用目的がある場合は、主たる使用目的によって「使用目的」欄に従い区分し、「備考欄」に従たる目的を記載することで、地番の重複記載がないように整理することは差し支えない。

（7）土地の登記事項証明書（登記簿謄本）

採取場の敷地のうち、掘削区域及び申請者所有の土地の全てについてのものとする。

掘削区域を除く採取場区域の自己所有地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）は、添付した採取計画の認可期間の終了日の翌日から2年間の申請では疎明書をもって代えることができる。

登記事項証明書（土地登記簿謄本）の証明年月日が申請受付日から3か月以内であること。

（8）土地等の使用収益に関する契約書の写し

土地、建物及び水の使用並びに土砂等の採取（以下「土地等の使用収益」という。）に関して契約が締結されている場合は、その契約書（水利組合、漁業協同組合等の同意書又は承諾書を含む。）を複写したものとする。なお、土地所有者が死亡している場合は、原則として相続権者全ての同意書を添付することとし、やむを得ない事情により当該同意書が添付できない場合は、契約当事者が当該土地を管理していることを疎明できる書面及び可能な範囲の同意書並びに民事上の紛争は自主的に解決する旨の誓約書を添付するものとする。

- 1 掘削区域の使用権原の確認のため、所有者との土売買契約書、掘削同意書等の写しを提出する。
 - （1） 契約書等は契約年月日、当該地番が記載された掘削権原を証する内容とし、契約者の押印がされたものとする。
 - （2） 契約・承諾の期限が記されている場合は、期限は認可申請期間内に切れないこと。切れる場合は、更新の契約等が必要。ただし、期限が「採取終了まで」等とされている場合は、無期限と判断する。
- 2 掘削により土地の形状が変更され土地の価値が変化する可能性があるため、掘削区域の抵当権者・根抵当権者の掘削同意書の写しを提出する。
- 3 採取場区域の使用権原の確認のため、土地賃貸借契約書、土地使用承諾書等の写しを添付する。
 - （1） 契約書等は契約年月日、当該地番が記載された土地使用の権原を証する内容とし、契約者の押印がされたものとする。
 - （2） 契約・承諾の期限が記されている場合は、期限は認可申請期間内に切れないこと。切れる場合は、更新の契約等が必要。ただし、期限が「採取終了まで」等とされている場合は、無期限と判断する。
 - （3） 掘削終了後も採取場区域として使用する場合があるが、土地使用は掘削行為に包含されるので掘削同意書等の写しの提出で代えることができる。
 - （4） 土地所有者（共有を含む）が行方不明の場合は、権原取得ができないので、原則として採取場区域に含めることはできない。
- 4 場内の雨水などを場外に排出する場合は、用排水路管理者や漁業権者の同意を得て、その写しを

添付すること。

- 5 共有地については、「隣接地同意書」に準じて作成すること。

(9) 土地等の使用収益に関しての行政庁の許認可書、届出書の写し

当該土地等の使用収益に関しての行政庁が発行した許認可の通知書又は行政庁へ提出した届出書を複写したものとする。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可または届出。以下「盛土規制法」という。）、農地法（農地転用許可）、森林法（林地開発許可）、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（小規模林地開発行為の届出）、及び法定外公共物管理条例（占使用許可、生産物採取許可等）については、受付印のある申請書の複写したものとしてすることができる。

赤道、青道等については、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法により国有財産措置特別法が改正され、市町村へ譲与された。このため現在は、市町村が法定外公共物の管理に関する条例を制定し、許可等を行っている。

1 林地開発許可等

土採取は山林で行われる場合が多く、森林法の対象となる例が多い。

開発面積が1ha超の場合は県の林地開発許可、0.3ha以上1ha以下では県への小規模林地開発行為の届出並びに市町村長への伐採届、0.3ha未満では伐採届が必要となる。

- (1) 林地開発許可の場合は許可書の写し、小規模林地開発行為の届出及び伐採届の場合は届出書の写し（受付印あり）を添付する。なお、林地開発の目的は原則として土採取となっていること。
- (2) 開発の期間が、認可申請期間内に切れる場合は期間変更届の写し（受付印あり）を添付する。

2 農地転用許可

採取場内に農地がある場合は、転用許可が必要となるので、許可書の写しを添付すること。

なお、許可の期限が認可申請期間内に切れる場合は、期間変更にかかる承認申請の手続きを行う旨の誓約書を添付すること。

3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可及び届出

盛土・切土等を行う面積が1ha以上の場合は宅地安全課で、1ha未満の場合は地域振興事務所で許可が必要となるので、許可書の写しを添付すること。

なお、盛土規制法施行開始前から土採取計画の認可を受けていた場合は、宅地安全課に提出した届出書の写しを添付すること。

4 埋蔵文化財の確認

掘削区域について、埋蔵文化財の有無及びその取扱いについて、市町村教育委員会に確認し、回答書の写しを添付する。

- (1) 過去に1度確認されていればよく、照会者は申請者でなくともよい。
- (2) 文化財確認後に、分筆や赤道払下げ等により新たに地番を持った筆がある場合は、回答書に記載された元地番等との関係を証する資料を添付する。

遺跡がある場合は、発掘調査終了の確認通知が必要である。

5 境界確定

公道や赤道、青道と採取場区域が接する場合、境界を明確にするために道路管理者や市町村長との境界確定協議書等の写しを添付する。

6 赤道の掘削に係る法定外公共物採取等

- (1) 赤道を掘削する場合は、土砂を買い受ける法定外公共物採取許可が必要となるので、市町村長の許可書の写しを添付する。
- (2) 赤道は復元が必要となる。また、付け替えを行う場合があるので、見取図Ⅱに表示すること。

7 公共用財産使用許可

- (1) 市道、赤道、水路（青道）等を占有して使用する場合は、公共用財産使用許可等が必要となるので、許可証等の写し（許可条件は別図等を含む。）を添付すること。
- (2) 許可の期限が認可申請期間内に切れる場合は期間変更の手続きを行う旨の誓約書を添付すること。

8 その他の許可等

騒音・振動規制法関係等の届出がされている場合は届出書等の写しを添付する。

その他の許可等としては次のようなものがあるので、写しを添付すること。

道路工事施工承認書（搬出経路の公道を拡幅、舗装など実施する場合）

一般粉じん発生施設設置届出書（大気汚染防止法：堆積場、ベルトコンベア）

市町村公害防止条例、環境保護条例等に基づく届出書等（騒音、振動等）

(10) 土採取災害防止計画書

規則第3条第2項第7号に規定する事項について土採取災害防止計画書（別紙様式4）を作成すること。

(11) 災害防止管理系統図

採取場の災害防止体制について、管理及び責任を示した系統図を作成すること。

記載例を参考にして、役職名及び氏名を記入し、現場責任者の資格を有している者については、※印で表示するものとする。

(12) 位置図（見取図（I）と併用可）

採取場の位置を縮尺5万分の1に朱書すること。

ただし、見取図（I）と併用する場合は、縮尺1万分の1以上とする。

全ての図面の右下に下の例のとおりインデックス番号・タイトル等を表示すること。

（例）

インデックス番号	No 1 2
図面種別	位置図（見取図 I 併用）
縮 尺	1：2 0 0 0
採取場所在地	千葉市中央区市場町 1 番地先
事業者名	〇〇株式会社
作成年月日	〇年 〇月 〇日
作成者	〇〇測量設計 〇〇 △□

(13) 公図

採取場の敷地として使用する土地及び隣接する土地のすべてについてのものとし、それに地目及び所有者名並びに採取場区域及び掘削区域を表示すること。また、公図を作成した年月日及び作成者の氏名を記載すること。

なお、同一の敷地でありながら、大字又は字により公図が分割されている場合は、組み合わせ1枚のものとして作成するものとする。

正確には「公図写し（組み合わせ図）」であるが作成要領では「公図」と表記している。

- 1 公図は登記所で調べて作成し、作成年月日は申請受付日から3か月以内であること。
- 2 採取場に隣接する地番についても表示し、地番、地目及び所有者名を記載すること。

(14) 見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）

採取場周辺の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在場所を図中に表示すること。

- ア 建築物（役場、学校、人家等）
- イ 道路（国道、県道、市町村道、その他の道路）
- ウ 河川（認定河川、普通河川、農業用等の水路）
- エ 農地
- オ 山林
- カ 原野
- キ 雑種地

なお、この見取図には、採取場から国道又は県道までの搬出経路及び次年度以降に採取する計画がある場合は、採取予定区域をあわせて記載すること。

- 1 作成者氏名及び作成年月日を記載すること。
- 2 記載例を参考にして、搬出経路において重量制限等の通行規制がある場合は記載すること。
- 3 縮尺1万分の1以上とし、主要施設等には名称を記載すること。近隣採取場を表示すること。

(15) 見取図（Ⅱ）（実測平面図と併用可）

採取場内の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在箇所を図中に表示すること。

- ア 出入口
- イ 事務所
- ウ 採取場標識
- エ 採取機械置場
- オ 沈砂池
- カ 取水箇所
- キ 排水施設（雨水等）
- ク 危険標識
- ケ 柵、築堤
- コ 掘削後土堆積場の区域
- サ 掘削区域
- シ 採取場区域内（搬出入路を除く。）の一番低い箇所（基準点）及びその標高

- 1 現況地形を等高線表示し、採取場及び周辺の地形が把握できるようにすること。
- 2 掘削区域について、計画のり面、小段の形状が把握できるよう作図すること。掘削のり面、小段は審査基準どおりに計画すること。
- 3 土採取による崩壊により影響を及ぼすことのないようにするため、公共物件及び家屋その他の隣接物件並びに隣接地から2メートルを標準とした保安距離（次に掲げる物件及び隣接地に対しては、それぞれ次に掲げる保安距離）を隔てた上で、掘削を行うものであること。
 - (1) 公共物件及び特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、万一の崩壊による影響の重大性に鑑み、2メートルを下回らない保安距離であること。
 - (2) 隣接地に対しては、土採取計画に盛り込まれた掘削箇所により、隣接地の崩壊のおそれがないものと認められる場合に限り、2メートルを下回る保安距離として差し支えないこと。理由書及び横断面図等を添付すること。
 - (3) 林地開発許可上の残置森林幅が保安距離以上設定されている場合はその計画による。
 - (4) こう配が30度以上かつ垂直距離が2メートルを超えるのり面は、建築基準法施行条例（がけ条例）に定める「がけ」となり、のり上に建築規制があることに留意して、保安距離を確保すること。

- 4 採取場内（搬出入路を除く）の最も低い標高以上の位置に基準点を設定し、図示する。計画地盤高は基準点以上とすること。
- 5 掘削区域が基準点から遠く、掘削計画高が現場で確認できない場合は、掘削区域近くに高さの基準（丁張等）を設け、図示する。
- 6 沈砂池、製品堆積場、表土置場、防護柵等を表示する。
- 7 農地は、農地として復元を要するので、農地の区域がのり面となる計画、沈砂池となる計画は認められない。
- 8 土採取と隣接して残土事業を行う場合は、公道まで別に搬入路を設ける。
- 9 稜線を掘削する場合は、降雨の分水嶺（雨水が流下する境）を変更しないよう堰堤等を設ける。
- 10 次のものについても、表示すること
 - (1) 表示・標識（採取場標識、採取場区域表示、掘削区域表示、丁張り）
 - (2) 通路・柵（有刺鉄線、通路、道路側溝、コンクリート板囲い、ブロック塀）
 - (3) その他（洗車ピット、台貫、沈砂池、仮沈砂池、場内排水溝、しぼり水排水溝、表土置場、製品堆積場、給油施設、危険物取扱場所等）
- 11 作成者氏名及び作成年月日を記載すること。
- 12 見取図Ⅱは計画完成時点の図面である。このため、掘削過程で位置、構造等の異なる施設（沈砂池等）はそれぞれ設置時期を付記して表示すること。なお、表示が重なり不明瞭な場合は、別図とすること。
- 13 表土・製品置場等はその区域を表示すること。
- 14 施設等は図に名称を書き込むか、凡例を設けること。

掘削区域を示す旗等を設置することは認可条件となっている。

(16) 実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）

採取場の平面が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1）の実測図面（等高線表示のもの）とし、掘削区域及び作成年月日並びに作成者氏名を表示し、3ヶ月を単位とする掘削予定区画を記入すること。

なお、この図面の作成にあたっては、採取場とその周辺の地形との関係がわかるように近隣の地表面を追加するものとする。

- 1 現況地形を等高線表示し、採取場及び周辺の地形が把握できるようにすること。
- 2 掘削区域について、計画法面、小段の形状が把握できるよう作図すること。
- 3 縦断線は掘削区域のほぼ中央の長辺とする。横断線は縦断線の掘削端を含み、間隔は20m以下とし、現況地形及び掘削法面形状の変化点へも設定すること。
- 4 3ヶ月を単位として掘削予定区域を表示する。表示が重なり不明瞭な場合は、別図とする。
- 5 作成者氏名及び作成年月日を記載すること。
- 6 見取図Ⅱと併用して作図した場合でも、等高線や筆界が容易に判別できるようにすること。
- 7 現況地盤高及び計画地盤高を表示すること。

(17) 実測縦断面図及び(18) 実測横断面図

掘削区域が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1）の実測図面とし、「計画地盤面」を記入すること。

なお、この図面の作成にあたっては、掘削区域の地形の詳細がわかるように工夫して適宜断面をとるものとする。

- 1 実測縦横断面図は、実測平面図と照合し、現況地形及び掘削面が整合していること。
- 2 盛土による成形がある場合は、掘削及び盛土計画地盤面を記入すること。
- 3 作成年月日及び作成者氏名を記載すること。

(19) 求積図

掘削区域について作成すること。

採取場区域についても作成すること。なお、実測平面図に測定方法及び測定結果を記入することで求積図にかえることができる。

(20) 土量計算書

実測縦・横断面図に基づき、採取量の計算書を作成すること。

別紙（24ページ）の様式を参考に作成すること。

(21) 中期事業計画書及び中期事業計画平面図

ア 中期事業計画書（別紙様式5）を作成すること。

(7) 計画書は、6年以上採取する場合は6年間、それ以外の場合は採取する全期間について作成すること。

2年目以降の申請時には、当初の計画書の実績欄に実績（又は実績見込み）の数値を記入すること。

7年目の申請時には新たな計画書を作成するとともに、6年間の実績（又は実績見込み）の数値を記入した前計画書も添付すること。

(イ) 「採取場面積（うち拡大面積）」欄には、当該期間において採取場に新たに加える面積をカッコ書きで記入すること。

(ロ) 「事業上必要な面積」欄には、事務所、機械装置、沈砂池、調整池、ヘドロ池、沈殿池、製品置場、表土・廃土の置場、保安距離の確保に必要な場所、搬出入路、機械器具保管場所などの事業を遂行する上で必要な面積を記入すること。

(ハ) 「植栽緑化面積」及び「農地復元面積」欄には、当該期間において植栽緑化や農地復元を行う面積を記入すること。

(ニ) 「その他の面積」欄には、採取場内であって既に植栽緑化や農地復元した面積等を記入すること。

(ホ) 「廃止面積」欄には、跡地整備及び緑化等が完了し、当該期間において採取場から除かれる面積を記入すること。

(ヘ) 「林地開発の事業区域面積（林地開発許可面積）」欄には、森林法に基づく事業区域面積を記入すること。
なお、林地開発許可を受ける場合は、許可面積をカッコ書きで記入すること。

(7) 認可期間ごとの面積は、次のとおりとすること。

採取場面積＝掘削面積＋掘削地以外面積

掘削地以外面積＝事業上必要な面積＋植栽緑化面積＋農地復元面積＋その他の面積

なお、採取場全体を廃止する場合は、

廃止面積＝採取場面積

とすること。

計画欄の数値は土の採取についての権限の取得の状況等により中期事業計画を変更せざるを得ない状況が生じた場合、随時変更できるものとする。

ただし、変更後の計画の審査に当たっては、変更前の計画に比べ植栽緑化や一部廃止の計画が後退しないことを原則とし、単なる植栽緑化の遅延を理由とした変更は認めないものとする。

なお、変更内容について林地開発許可担当部署と調整を図ること。

イ 中期事業計画平面図を作成すること。

(7) 中期事業計画平面図は、中期事業計画書に記入した全期間について、各期間別に作成すること。

中期事業計画平面図は、中期事業計画書を提出する際に添付すること。

(イ) 中期事業計画平面図は、採取場区域、拡大区域、植栽緑化等区域（既に植栽緑化等を実施した区域も含む。）、

廃止区域を色分け等により明示すること。

(ウ) 中期事業計画平面図は、比較が出来るよう縮尺を統一し、数年分を並べて作成すること。

(22) 長期構想書及び長期構想図

ア 今後10年以上継続して採取する場合は、長期構想書（別紙様式6）を作成すること。

イ 長期構想図の作成及び提出は、中期事業計画書を新たに作成する年に行うこと。

(ア) 長期構想図は、長期構想書の内容に沿って作成すること。

(イ) 長期構想図は、1年目の採取場区域、10年間の採取予定区域、10年後の採取場区域、緑化等を実施し廃止する区域を色分け等により明示すること。

(23) その他特に指示するもの

特殊な事情がある場合に個々に指示する。

採取期間延長の変更認可申請で、その理由を「掘削できなかった土量がある。」とした場合は、採取土量が残っていることを示す採取土量計算書等を提出すること。

附則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年8月12日から施行する。

附則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年3月23日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月9日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年6月23日から施行する。

備考

関係図面等の作成例は参考のとおりである。

(別表 1)

管 轄	ブロック名	市 町 村 名			認 可 期 間
産振課	－	市原市	国道 297 号線（市原橋～牛久交差点）及び県道市原天津小湊線	以東	8 月 1 日～ 7 月 31 日
				以西	11 月 1 日～ 10 月 31 日
葛南地域 振興事務所	A	船橋市・市川市・浦安市			10 月 1 日～ 9 月 30 日
	B	八千代市・習志野市			11 月 1 日～ 10 月 31 日
東葛飾地域 振興事務所	A	松戸市・鎌ヶ谷市・柏市（旧沼南町を除く）			2 月 1 日～ 1 月 31 日
	B	我孫子市・柏市（旧沼南町）			7 月 1 日～ 6 月 30 日
	C	野田市・流山市			4 月 1 日～ 3 月 31 日
印旛地域 振興事務所	A	酒々井町・富里市・八街市・成田市（旧下総町）			10 月 1 日～ 9 月 30 日
	B	佐倉市・四街道市・成田市（旧大栄町）			12 月 1 日～ 11 月 30 日
	C	成田市（旧下総町及び旧大栄町を除く）			2 月 1 日～ 1 月 31 日
	D	白井市・栄町			4 月 1 日～ 3 月 31 日
	E	印西市			6 月 1 日～ 5 月 31 日
香取地域 振興事務所	A	香取市（旧佐原市）			7 月 1 日～ 6 月 30 日
	B	神崎町			9 月 1 日～ 8 月 31 日
	C	香取市（旧栗源町）・多古町			1 月 1 日～ 12 月 31 日
	D	香取市（旧小見川町・旧山田町）・東庄町			3 月 1 日～ 2 月 28 日
海匝地域 振興事務所	A	銚子市			3 月 1 日～ 2 月 28 日
	B	旭市			7 月 1 日～ 6 月 30 日
	C	匝瑺市			11 月 1 日～ 10 月 31 日
長生地域 振興事務所	A	茂原市			9 月 1 日～ 8 月 31 日
	B	長柄町			11 月 1 日～ 10 月 31 日
	C	長南町			1 月 1 日～ 12 月 31 日
	D	睦沢町・一宮町			3 月 1 日～ 2 月 28 日
	E	白子町・長生村			5 月 1 日～ 4 月 30 日
山武地域 振興事務所	A	東金市・大網白里市			11 月 1 日～ 10 月 31 日
	B	山武市（旧山武町・旧成東町）・九十九里町			7 月 1 日～ 6 月 30 日
	C	山武市（旧松尾町・旧蓮沼村）・芝山町・横芝光町			3 月 1 日～ 2 月 28 日
夷隅地域 振興事務所	A	大多喜町・勝浦市			12 月 1 日～ 11 月 30 日
	B	いすみ市・御宿町			10 月 1 日～ 9 月 30 日
君津地域 振興事務所	A	木更津市・袖ヶ浦市			2 月 1 日～ 1 月 31 日
	B	富津市（旧天羽町）			4 月 1 日～ 3 月 31 日
	C	君津市（旧君津町・旧小糸町・旧清和村）			12 月 1 日～ 11 月 30 日
	D	富津市（旧富津町・旧大佐和町）			6 月 1 日～ 5 月 31 日
	E	君津市（旧小櫃村・旧上総町）			7 月 1 日～ 6 月 30 日
安房地域 振興事務所	A	鋸南町			12 月 1 日～ 11 月 30 日
	B	館山市			7 月 1 日～ 6 月 30 日
	C	鴨川市			4 月 1 日～ 3 月 31 日
	D	南房総市			9 月 1 日～ 8 月 31 日

(別表2)

各法人化組合管轄区域一覧表

(各組合の管轄区域は平成17年4月1日時点の市町村とする)

組 合 名 等	管 轄 区 域
千葉土砂採取業協同組合	千葉市、市原市、八千代市、習志野市の区域
東葛飾土砂採取処理協同組合	船橋市、市川市、浦安市、松戸市、鎌ヶ谷市、我孫子市、柏市、野田市、流山市の区域
印旛郡市土砂採取業協同組合	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、富里市、印西市、白井市、酒々井町、栄町、本埜村、印旛村の区域
佐原地区砂採取協同組合	佐原市、神崎町、下総町、大栄町、栗源町、多古町、小見川町、東庄町、山田町、干潟町の区域
香取郡市土採取業協同組合	佐原市、神崎町、下総町、大栄町、栗源町、多古町、小見川町、東庄町、山田町、干潟町の区域
海匝土砂採取業協同組合	銚子市、旭市、海上町、飯岡町、八日市場市、野栄町、光町の区域
山武郡市土砂採取業協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
山武建設砂事業協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
山武地区土砂協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
長生郡市土砂採取業協同組合	茂原市、長柄町、長南町、睦沢町、一宮町、白子町、長生村の区域
夷隅郡市土砂採取業協同組合	勝浦市、大多喜町、岬町、夷隅町、大原町、御宿町の区域
安房郡市土砂採取業協同組合	館山市、鋸南町、富山町、富浦町、三芳村、鴨川市、白浜町、千倉町、和田町、丸山町の区域
かずさ山砂採取協同組合	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域
千葉県中部山砂事業協同組合	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域

様式 1

誓 約 書

この許可申請に対して認可があった場合は、操業にあたり認可採取計画（認可条件を含む。）
および関係法令を遵守し、安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないことを誓約します。

年 月 日

誓約人 住 所

氏名および名称
(法人にあっては代表者名を含む)

(参考様式)

保 証 書

が、この認可申請書に定められた採取計画に基づき操業するにあたり、下記事項を履行しなかった場合、代行することを保証いたします。

記

- 1 千葉県土採取条例第9条の規定による認可採取計画（認可条件を含む。）の遵守義務にかかわること。
- 2 千葉県土採取条例第10条の規定による認可採取計画の変更命令にかかわること。
- 3 千葉県土採取条例第11条第1項、第2項及び第3項の規定による緊急措置命令等にかかわること。

年 月 日

保証人 住 所

氏名および名称
(法人にあっては代表者名を含む)

印

住 所

氏名および名称
(法人にあっては代表者名を含む)

印

(注) 文頭には申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者を含む。）を記入すること。

様式2

隣 接 地 同 意 書

が、下記土地の隣接地を掘削することに同意します。

記

市 町 村 名	大 字	字	地 番

※同意期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

年 月 日

所有権者 住 所

氏 名
(名 称)

印

借地権者 住 所

氏 名
(名 称)

印

(注)

- 1 文頭には、申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者氏名を含む。）を記入すること。
- 2 所有者又は借地権者等が2名以上ある場合は、原則として代表者を選任して署名押印すること。この場合、代表者選任状を添付すること。
- 3 不要事項は抹消すること。
- 4 2部作成し、1部は所有権者控えとし1部は業者控えとする。
- 5 所有権者（借地権者）が記入すること。
- 6 同意期間を定めた場合は、期間を明記すること。
- 7 所有権者、借地権者が個人の場合、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

(参考様式)

隣接地同意書の省略について

下記の土地は、掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上の距離を有した面に接しており、かつ掘削による影響が及ばないので、隣接地同意書を省略しております。

記

掘削区域に隣接する土地の表示	隣接土地が面する採取場区域の境界から掘削区域の外縁までの最短距離 (≥ 30 m) (*1)	隣接土地に「掘削による影響が及ばない」理由

(*1) 実測距離を記載

年 月 日

住 所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

様式3

使 用 土 地 目 録

採取場所在地

使 用 目 的	字	地 番	地 目	所 有 権 者	※ 登 記 事 項 証 明 書	※ 契 約 書	※ 許 認 可 書	※ 備 考

(注) 1 ※欄は記入しないこと。(ただし、備考欄に公簿面積を記入すること。)

2 地番は使用目的別に記入するものとし、その順序は原則として事務所、採掘区域等とすること。

様式 4

土採取災害防止計画書

管理事務所 所在地
電話番号
現場責任者 氏名

区分	項 目	回 数			
		日	週	月	年
掘削作業関係	1 掘削用機械類の整備状況の点検				
	2 掘削方法の点検				
	3 掘削こう配の確認				
	4 掘削の高さの確認				
	5 掘削の進行状況の把握				
	6 隣地からの距離の確認				
	7 のり面の状態の点検				
採取場管理関係	1 土砂の堆積状況の点検				
	2 採取場標識の点検				
	3 掘削区域標識の点検				
	4 立入禁止柵、危険標識、防護柵等の点検				
	5 土砂流出防止施設、雨水の排水施設の点検				
その他	1 周辺の人家、農地、道路等への影響の有無の点検				
	2 作業員の把握				
	3 掘削土量の確認				
	4 土の搬出量の確認				
異常時対策					

(参考様式)

採 取 量 計 算 書

測 点	測点間距離 (m)	断 面 積 (㎡)	平均断面積 (㎡)	立 積 (㎡)
計 (㎡)				

様式5

土 採 取 中 期 事 業 計 画 書

年 月 日作成

事 業 者	住 所			事業所所在地									
	名 称 代 表 者			作 成 者 名			電話番号						
事業の概要													
採取場の経緯等		採取場周辺の状況		今後の方針・計画		今後の採取期間		その他特記事項					
						1 10年以上 2 10年未満							
関係法令に関する許可等の状況													
農地法関係			森林法関係			文化財関係			その他関係事項				
認可期間ごとの計画(千㎡)	項 目	年 月～年 月		年 月～年 月		年 月～年 月		年 月～年 月		年 月～年 月		年 月～年 月	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
	採 取 場 面 積 (うち拡大面積)												
	掘 削 面 積												
	掘削地以外の面積												
	事業上必要な面積												
	植栽緑化面積												
	農地復元面積												
	その他の面積												
	廃 止 面 積												
林地開発の事業区域面積 (林地開発許可面積)													
採取場として使用する総面積			千㎡		左のうち自社の所有する面積			千㎡					

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

様式 6

土 採 取 長 期 構 想 書

年 月 日作成

事業 者	住 所		作成者名	
	名 称 代表者		電話番号	
事業所所在地				
1. 今後 10 年間の採取計画について				
2. 上記計画上の問題（許認可関係，権利関係等）について				
3. 10 年後以降の採取の方針について				
4. 廃止後の土地利用計画，方針について				

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

参

考

(認可申請書及び関係図面等の作成例)

収入証紙貼付欄 (消印をしないこと)

※整 理 番 号	
※受理年月日	年 月 日
※認 可 番 号	

土 採 取 計 画 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名登 録 年 月 日
及び登録番号

千葉県土採取条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 土採取場の区域

- (1) 所在地 ○○郡○○町○○字××番ほか××筆
- (2) 面 積 ××, ××× m²（うち掘削面積 ××, ××× m²）
- (3) 筆別明細 別紙使用土地目録のとおり

2 採取する土の数量及びその採取の期間

- (1) 採取する土の数量 総採取量 ××, ××× m³
- (2) 採取の期間 ××年×月×日から××年×月×日まで
- (3) 作業の時間 午前××時から午後××時まで

3 土の採取の方法及び土の採取のための設備その他の施設

(1) 採取の方法

掘削方式	1 スキ取り方式 ② 階段掘り方式 3 その他 ()	掘削作業	日 数	× × 日 / 月
掘削方法	機械掘り 採取中の段数 × 段 掘削面に設ける小段の幅 × m		人 員	常勤 × 人 合計 × 人 臨時 × 人
掘削する高さ	最高 × × m	掘削後の処理	1 ほとんど堆積しない ② 見取り図2の(××××)に一時堆積する。	

(2) 採取のための設備その他の施設

採取機械の名称	型 式	能 力 (m^3/h)	1 日平均稼働時間	1 箇月平均稼働時間	掘削：積込	その他の施設
ブルドーザー	× × ABC200	50	6	15	10:0	なし
油圧ショベル	△△ DE23	25	6	20	7:3	
油圧ショベル	△△ DE45	45	6	25	10:0	
タイヤショベル	〇〇 EF200	45	6	25	2:8	

4 土の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設

区 分		方 法 及 び 施 設		
一 般 防 災	条 例 第 1 4 条 の 規 定 に よ る 標 識	① 出入口に設置 2 その他 ()		
	立 入 禁 止 柵	① 有刺鉄線柵	2 板塀	③ その他
		高さ × m 延長 × m	高さ m 延長 m	ロープ柵 高さ × m 延長 × m
	危 険 標 識	5 箇所（見取図2のとおり）		
	土 砂 の 飛 散 防 止	乾燥時は散水し、強風時は作業を中止する。		
	土砂の流出防止及び 雨水の排水処理	浸透沈砂池を2箇所設置 （見取図2及び防災施設構造図のとおり）		
掘 削 工 程	隣 地 か ら の 距 離	× m 以上		
	掘 削 の 勾 配	× × 度		
跡 地 計 画	最 終 残 壁	最高 × × m 勾配 × × 度 小段の幅 × m		
	最終残壁崩壊防止措置	1 洋芝の吹付け ② 張芝 3 土留しがら 4 その他 ()		

5 土の搬出の方法

手 段	① トラック	2 ベルトコンベア	3 その他
能 力	× × t 車 × 台 × × t 車 × 台 t 車 台	基 m ³ /h	
搬出量	1 日 当 たり 平 均 × × × m ³		

備考 1 ※の欄は、記載しないこと。

目 次 (作成例)

番号	書 面 の 名 称	インデックス番号
1	採取計画認可申請書	1
	・ 防災施設構造図	袋在中 (図面No. 7)
	・ 集水区域図	袋在中 (図面No. 8)
	・ 沈砂池容量計算書	15
2	目次	2
3	業者登録通知書の写し	3
4	誓約書 (別紙様式 1)	4
	保証書 (承諾書)	
5	隣接地同意書の写し (別紙様式 2)	5
6	使用土地目録 (別紙様式 3)	6
7	土地の登記事項証明書	7
8	土地の使用収益に関する契約書の写し	8
9	土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書・届出書の写し	9
10	土採取災害防止計画書 (別紙様式 4)	10
11	災害防止管理系統図	11
12	位置図 (見取図 (Ⅰ) と併用可)	12
13	公図	袋在中 (図面No. 1)
14	見取図 (Ⅰ) (位置図と併用可)	袋在中 (図面No. 2)
15	見取図 (Ⅱ) (実測平面図と併用可)	袋在中 (図面No. 3)
16	実測平面図 (見取図 (Ⅱ) と併用可)	袋在中 (図面No. 4)
17	実測縦断面図	袋在中 (図面No. 5)
18	実測横断面図	袋在中 (図面No. 6)
19	求積図	見取図Ⅱ と併用
20	土量計算書	13
21	中期事業計画書 (別紙様式 5)	14
	中期事業計画平面図	
22	長期構想書 (別紙様式 6)	該当無し
	長期構想図	該当無し
23	その他特に指示するもの	該当無し

* 該当のないものはインデックス番号欄に「該当なし」と記入する。

* 図面等袋に入れたものは、「袋に在中」と記入する。

* 「その他特に指示するもの」については、書面の名称を記載する。

収入証紙貼付欄 消印をしないこと

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※認可番号	

土採取計画変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名登録年月日
及び登録番号

千葉県土採取条例第7条第1項の規定により、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1 採取計画の変更の内容

変 更 前	変 更 後
採取の期間 ○○年4月 1日から ○○年3月31日まで	採取の期間 ○○年4月 1日から ○○年3月31日まで

2 変更の理由

需要が低迷して計画どおりの採取が進まず、現在認可を受けている採取量に残りがあるため。

3 変更前の採取計画の認可年月日及び認可番号

○○年3月31日 ×地振指令第×××号

備考 1 ※の欄は、記載しないこと。

目 次 (作成例)

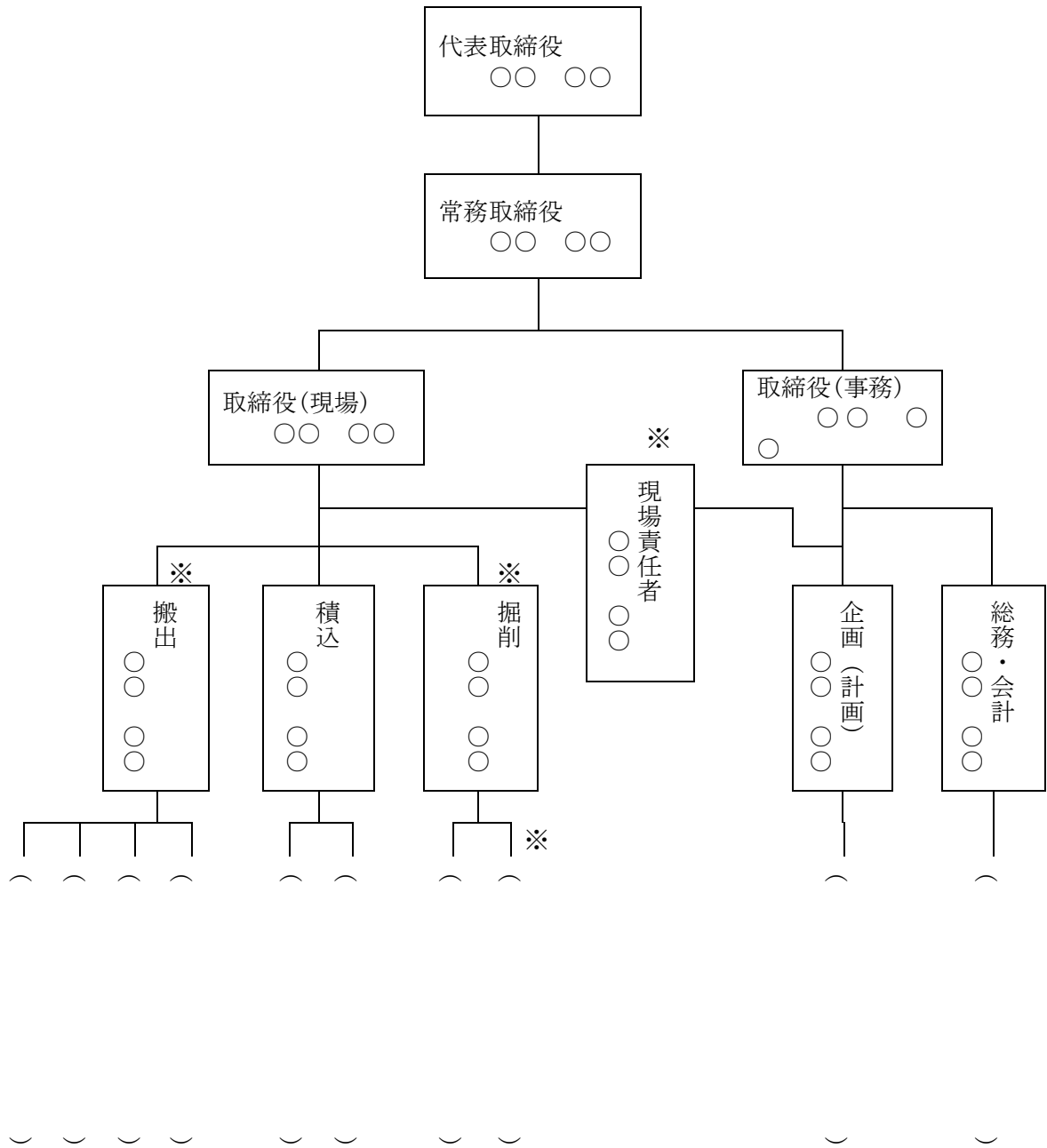
番号	書 面 の 名 称	インデックス番号
1	採取計画の変更認可申請書	1
	・ 防災施設構造図	変更無し
	・ 集水区域図	変更無し
	・ 沈砂池容量計算書	変更無し
2	目次	2
3	業者登録通知書の写し	変更無し
4	誓約書（別紙様式 1）	3
	保証書（承諾書）	
5	隣接地同意書の写し(別紙様式 2)	変更無し
6	使用土地目録(別紙様式 3)	変更無し
7	土地の登記事項証明書	変更無し
8	土地の使用収益に関する契約書の写し	変更無し
9	土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書・届出書の写し	4
10	土採取災害防止計画書(別紙様式 4)	変更無し
11	災害防止管理系統図	変更無し
12	位置図（見取図（Ⅰ）と併用可）	変更無し
13	公図	変更無し
14	見取図（Ⅰ）(位置図と併用可)	変更無し
15	見取図（Ⅱ）(実測平面図と併用可)	袋在中（図面No. 1）
16	実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）	見取図Ⅱと併用
17	実測縦断面図	変更無し
18	実測横断面図	変更無し
19	求積図	変更無し
20	土量計算書	変更無し
21	中期事業計画書（別紙様式 5）	5
	中期事業計画平面図	袋在中（図面No. 2）
22	長期構想書（別紙様式 6）	該当無し
	長期構想図	該当無し
23	その他特に指示するもの	—
	・ 残土量計算書	6

* 変更のないものはインデックス番号欄に「変更なし」と記入する。

* 図面等袋に入れたものは、「袋に在中」と記入する。

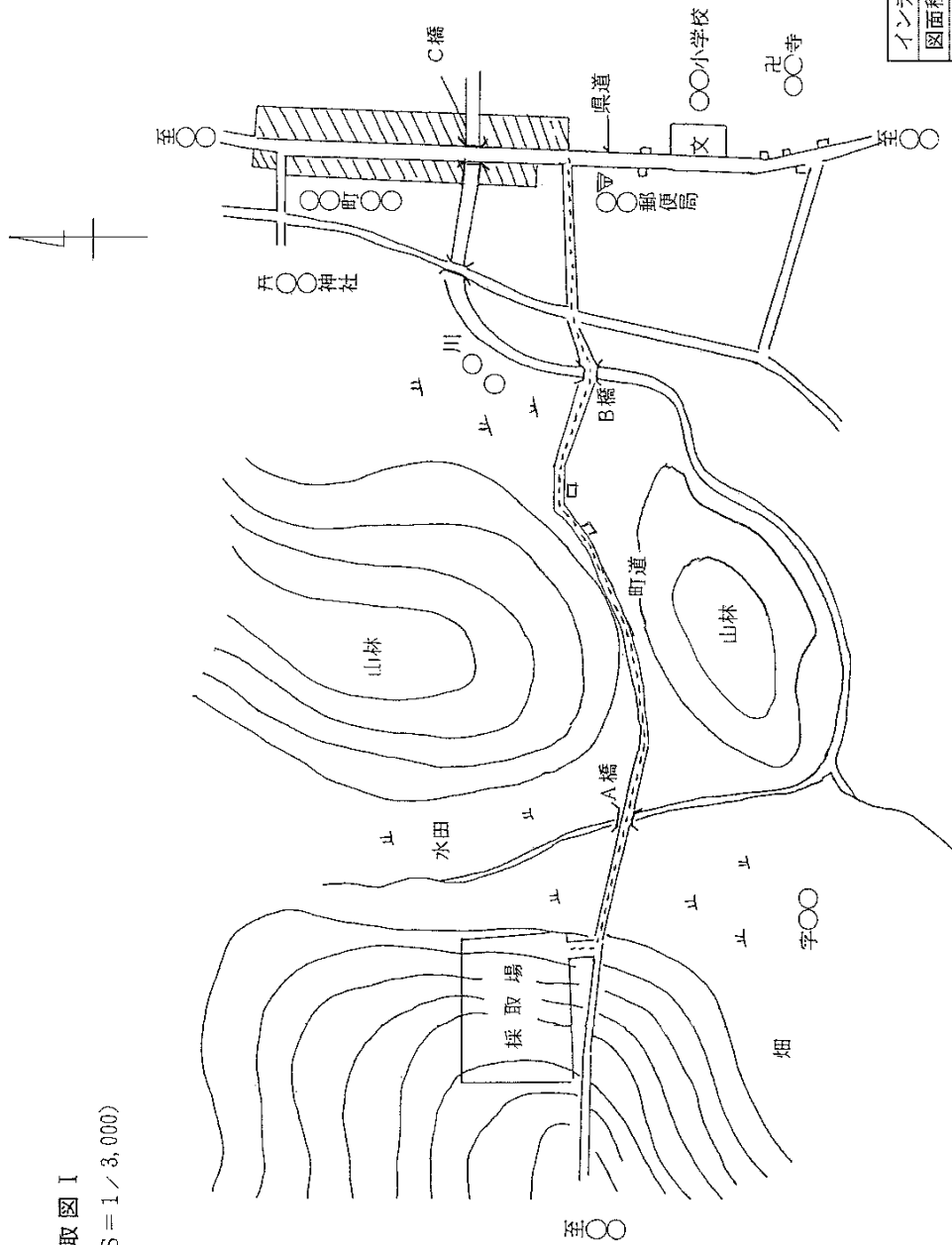
* 「その他特に指示するもの」については、書面の名称を記載する。

災 害 防 止 管 理 系 統 図



- (注) 1. 役職名及び氏名を記入するものとする。
 2. 現場責任者の資格を有する者については、※印で表示するものとする。

見取図 I
(S = 1 / 3,000)

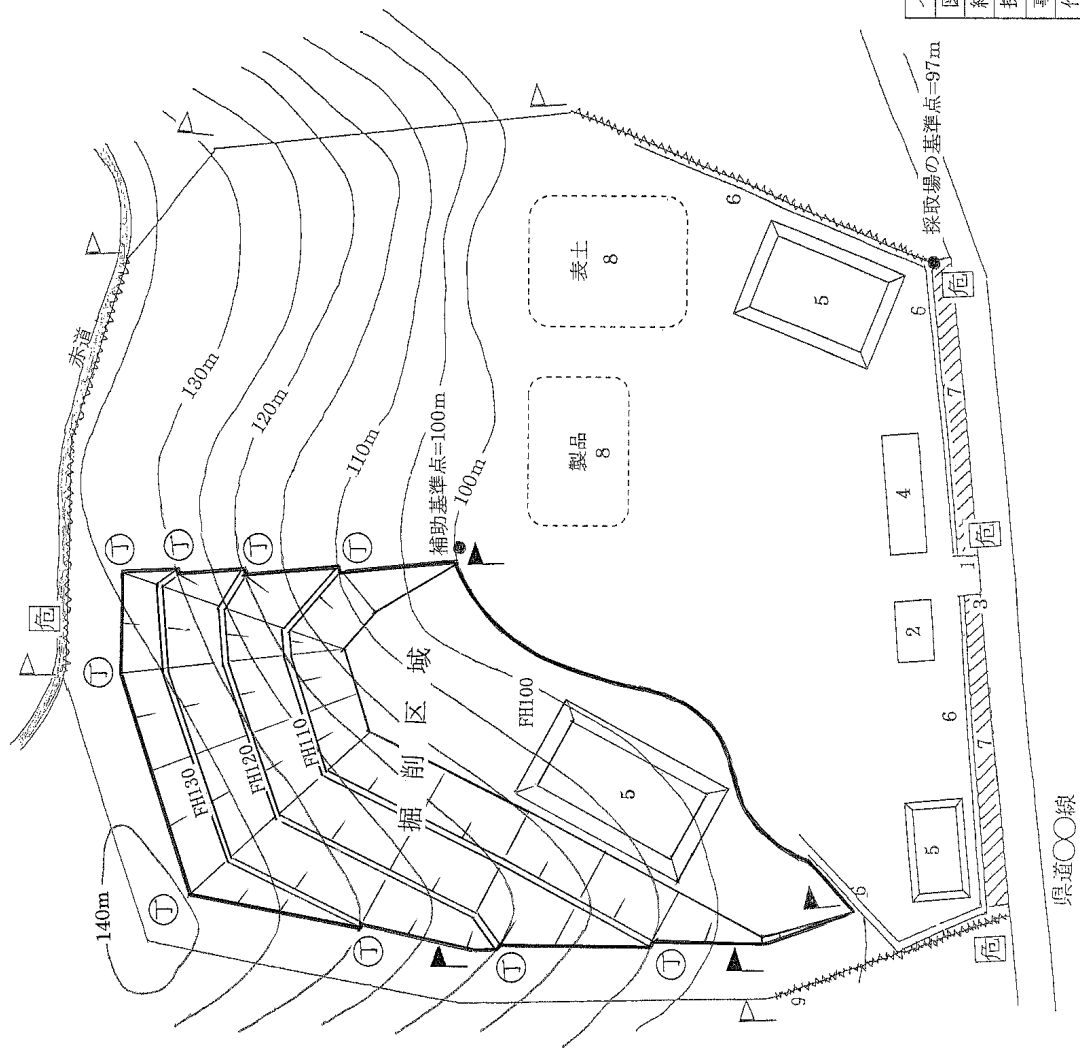


搬出経路 -----

名称	橋梁の重量制限
A 橋	無
B 橋	有
C 橋	有

インデックス番号	No. 2
図面種別	見取図 I
縮尺	1 : 3000
採取場所所在地	千葉市中央区市場町 1 番地先
事業者名	〇〇株式会社
作成年月日	平成 〇年 〇月 〇日
作成者	〇〇測量設計 〇〇 △□

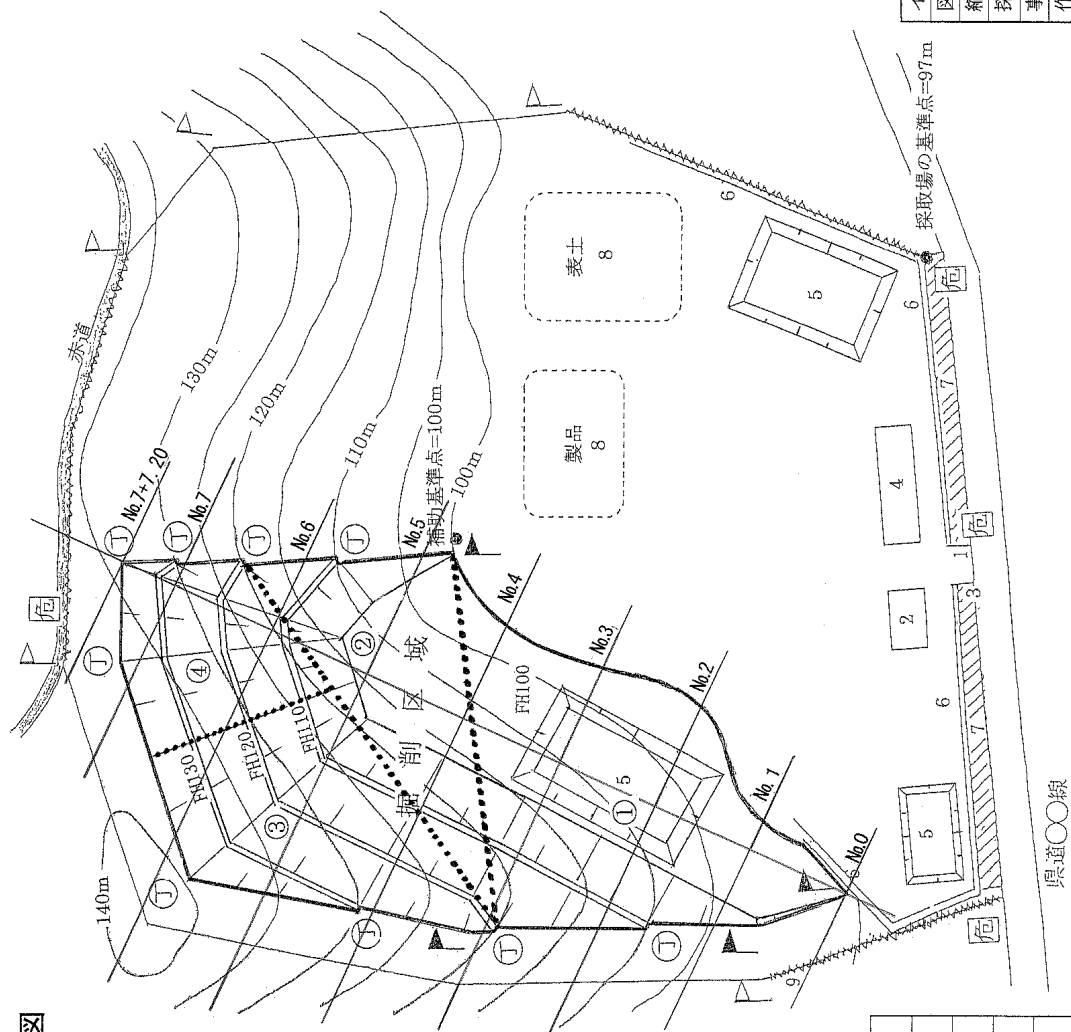
見取図Ⅱ



番号	名称
1	出入口
2	事務所
3	採取場標識
4	機械置場
5	沈砂池
6	排水溝
7	築堤
8	土堆積場
Ⓐ	危険標識
△	採取場区域標識
▲	掘削区域標識
Ⓣ	丁張
〰〰〰	有刺鉄線柵

インデックス番号	図 No. 3
図面種別	見取図 2
縮 尺	1 : 1 0 0 0
採取場所在地	千葉市中央区市場町 1 番
事業者名	〇〇株式会社
作成年月日	平成 〇年 〇月 〇日
作成者	〇〇測量設計 〇〇 △□

実測平面図



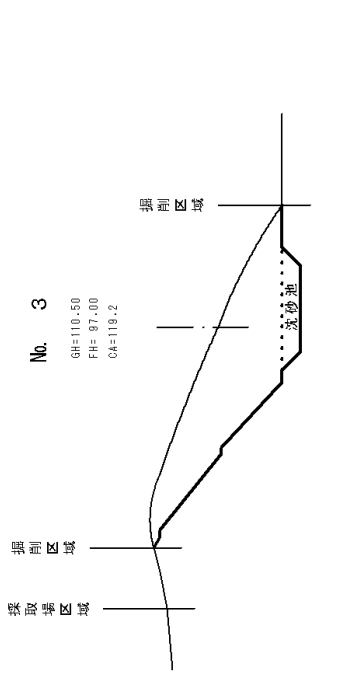
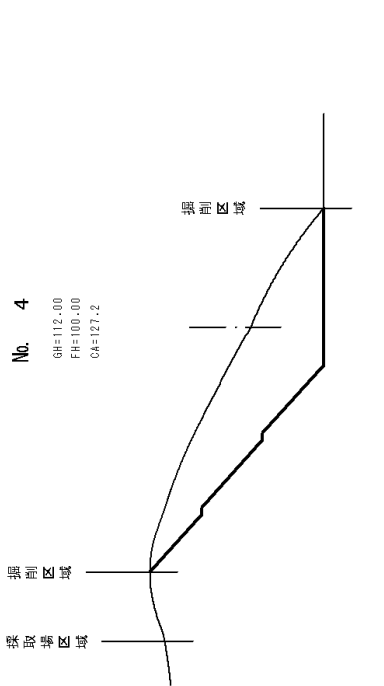
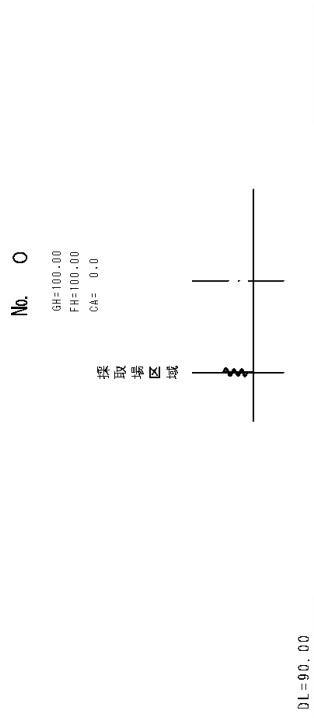
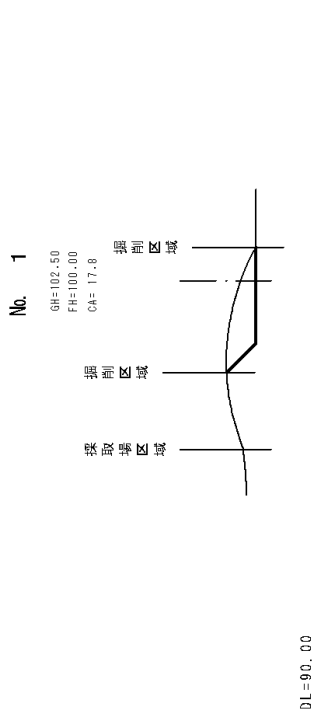
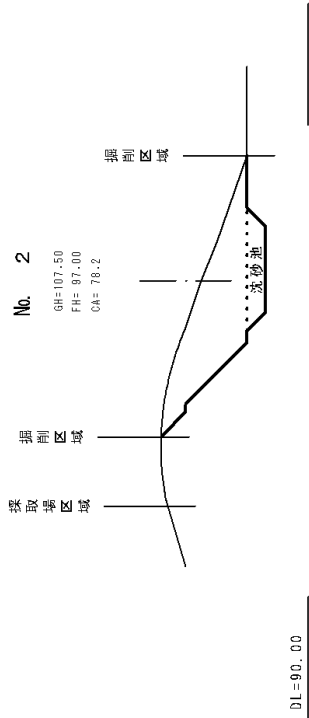
ベンチ	工期
①	12月～2月
②	3月～5月
③	6月～8月
④	9月～11月

番号	名称
1	出入口
2	事務所
3	採取場標識
4	機械置場
5	沈砂池
6	排水溝
7	築堤
8	土堆積場
①	危険標識
△	採取場区域標識
▲	掘削区域標識
①	丁張
有刺鉄線柵	

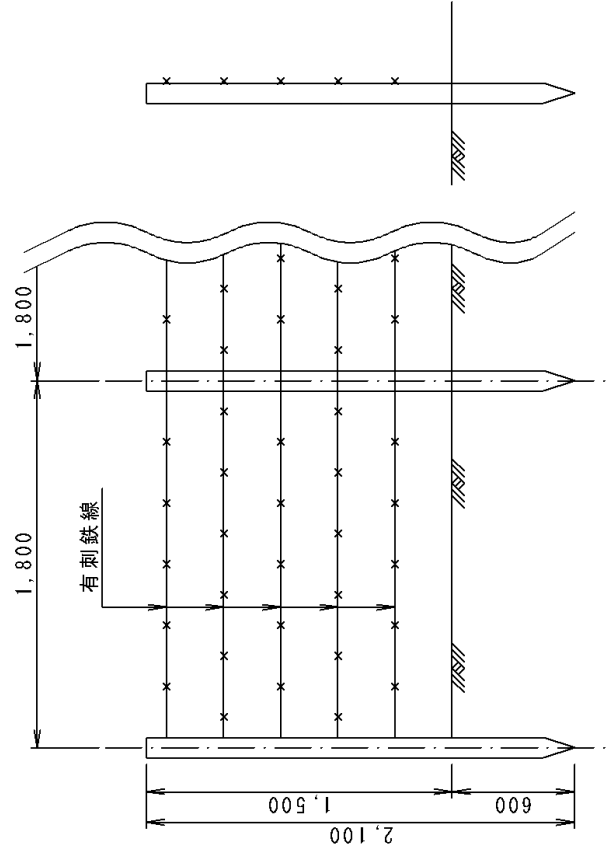
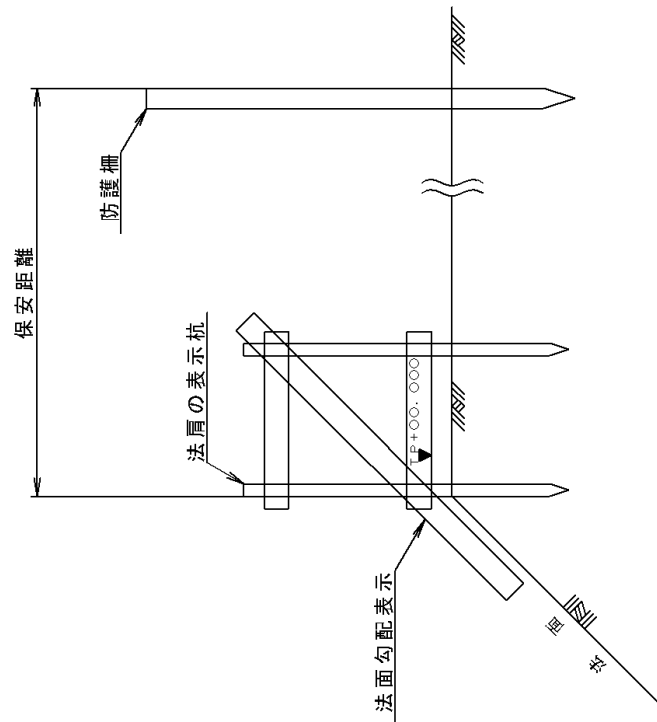
インデックス番号	図 No. 4
図面種別	実測平面図
縮尺	1:500
採取場所在地	千葉市中央区市場町1番
事業者名	〇〇株式会社
作成年月日	平成 〇年 〇月 〇日
作成者	〇〇測量設計 〇〇 △□

インデックス番号	図面種類	縮尺	採掘場所	事業者名	作成年月日	作成者
5	断面図	縦 1:250 横 1:500	千葉市中央区市場町1番1	〇〇株式会社	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇測量設計 〇〇 △ 〇

実測横断面図



インデックス番号	図 6
図 面 種 別	実測横断面図 (1/2)
縮 小 尺 寸	1 : 100
採取場所所在地	千葉市中央区市場町1番1
事業 者 名	〇〇株式会社
作 成 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
作 成 者	〇〇測量設計 〇〇 △□



インデックス番号	図 No. 7
図面種類	防災施設構造図
縮尺	図示
採取場所所在地	千葉市中央区市場町1番1
事業者名	〇〇株式会社
作成年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
作成者	〇〇測量設計 〇〇△□

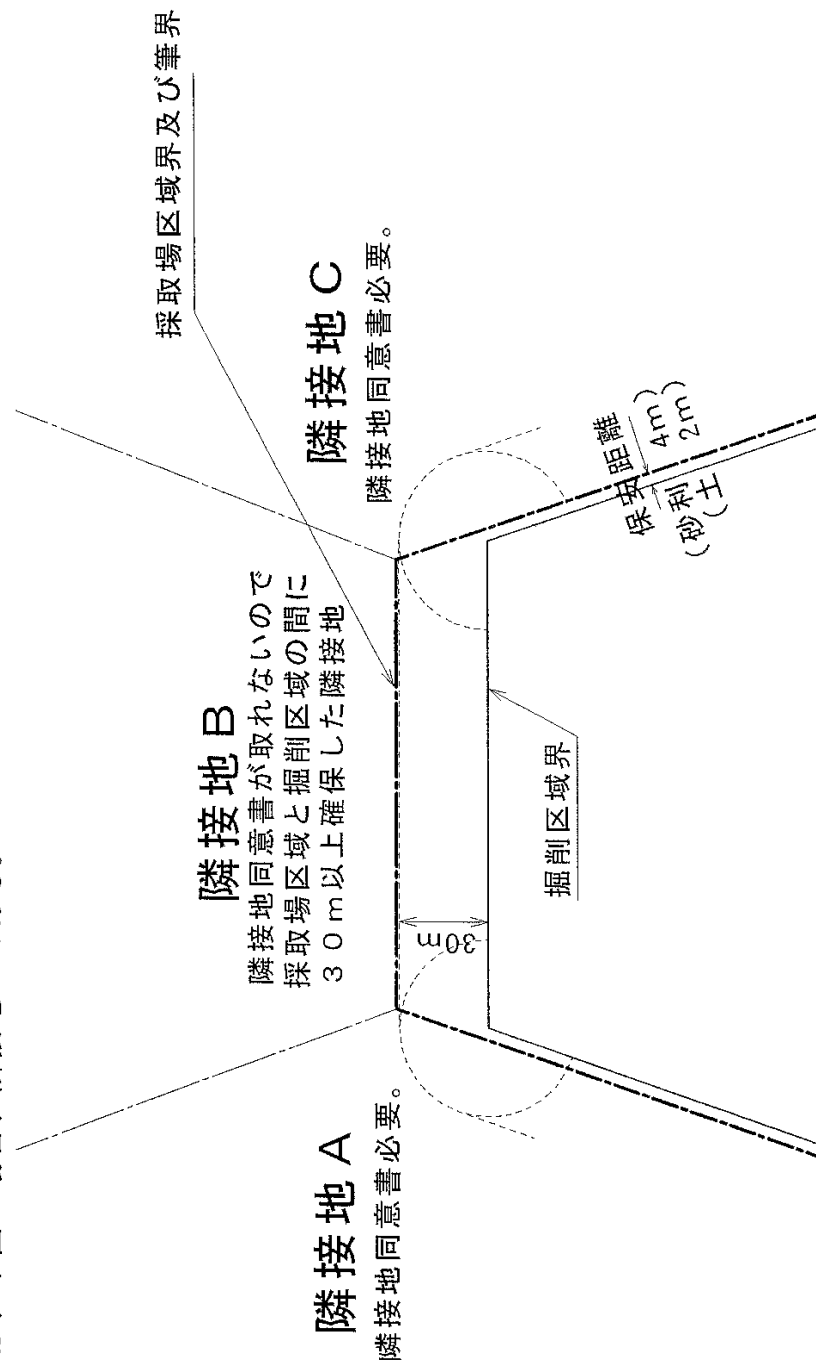
参考（認可申請書及び関係図面等の作成例）

第3 作成上の注意

2（5）隣接地同意書「ただし書き」の

「掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上距離を有する部分に面し」に該当するのは、下図の場合、隣接地Bである。

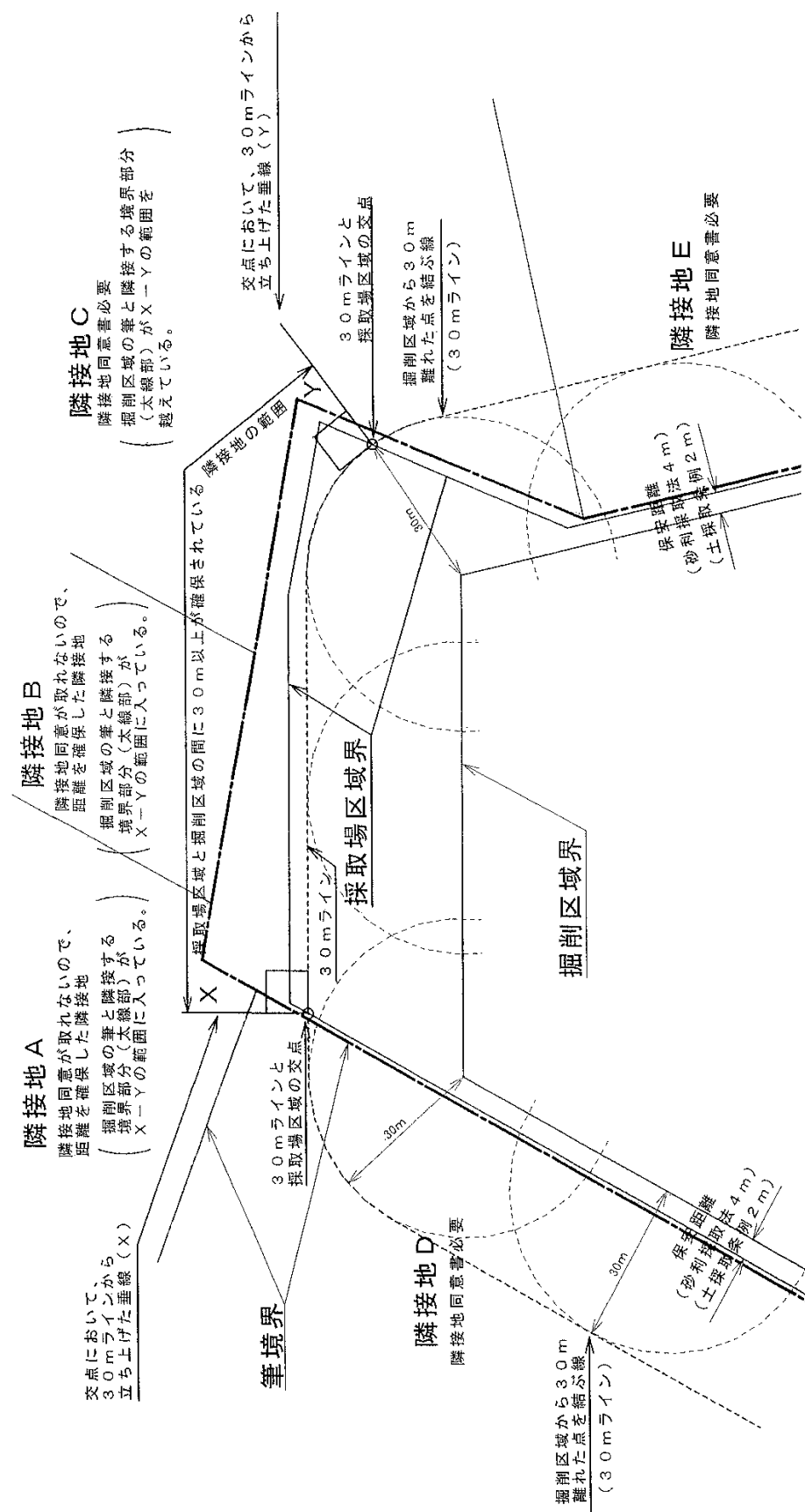
例 1



また、「掘削による影響が及ばない隣接地」としては次の様な例とする。
 例：万一、掘削区域で土砂や濁水の流出が発生したとしても、隣接地までその影響が及ばないような地形を有していること。

例 2

「掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上の距離を有する部分に面し」に該当するのは、下図の場合、隣接地A及びBである。



様式5【記入例】

土 採 取 中 期 事 業 計 画 書

〇〇年〇〇月〇〇日作成

事 業 者	住 所	〇〇市△△町1 2 3 4 番地				事業所所在地		〇〇市△△字×× 5 6 7 8 番1						
	名 称 代 表 者	(株)ABCD 代表取締役 〇〇 〇〇				作 成 者 名		△△ △△		電話番号		0 1 2 3 (4 5) 6 7 8 9		
事 業 の 概 要														
採取場の経緯等			採取場周辺の状況				今後の方針・計画			今後の採取期間			その他特記事項	
昭和6 3 年から事業を行っている。 採取場は、傾斜地を伴う山林が主であり一部畑地がある。			〇〇市の丘陵地帯にまたがり、東側、南側は山林であり、西側には県道が接しており、北側に200m離れて民家が存在する。				当採取場は、良質な土層が賦存することから、今後も事業を継続する方針を持っている。			① 1 0 年以上 2 1 0 年未満			特になし	
関 係 法 令 に 関 す る 許 認 可 等 の 状 況														
農地法関係			森林法関係				文化財関係			その他関係事項				
農地の一時転用の許可を受けている。			掘削予定区域について、許可を受けている。				掘削予定区域について、確認を受けている。			掘削予定区域にある赤道については、用途廃止手続き後払い下げを受ける予定。				
認可期間(この計画(千㎡))	項 目		16年10月～17年9月		17年10月～18年9月		18年10月～19年9月		19年10月～20年9月		20年10月～21年9月		21年10月～22年9月	
			計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
	採 取 場 面 積 (うち拡大面積)		1 1 0 (-)	1 1 0 (-)	1 0 0 (1 2)	1 1 2 (1 2)	1 0 0 (1 4)		1 0 0 (1 6)		1 0 0 (1 4)		1 0 0 (1 2)	
	掘 削 面 積		1 5	1 5	1 6	1 8	1 5		1 7		1 5		1 7	
	掘 削 地 以 外 の 面 積		9 5	9 5	8 4	9 4	8 5		8 3		8 5		8 3	
	事業上必要な面積		7 3	7 3	7 0	7 9	6 9		6 9.5		7 3		7 2	
	植 栽 緑 化 面 積		1 0	1 0	1 3	3	1 5		1 2.5		1 0		1 0	
	農 地 復 元 面 積		2	2	1	0	1		1		2		1	
	そ の 他 の 面 積		1 0	1 0	0	1 2	0		0		0		0	
	廃 止 面 積		2 2	0	1 4	1 0	1 6		1 3.5		1 2		1 1	
	林地開発の事業区域面積 (林地開発許可面積)		2 3 0 (1 5 9)		2 3 0 (1 5 9)		2 3 0 (1 5 9)		2 3 0 (1 5 9)		2 3 0 (1 5 9)		2 3 0 (1 4 0)	
6 年間に採取場として使用する総面積			1 7 8 千㎡				左のうち自社の所有する面積			9 9 千㎡				

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

様式6【記載事項】

土 採 取 長 期 構 想 書

年 月 日作成

事業 者	住 所	〇〇市△△町1234番地	作成者名	△△ △△
	名 称 代表者	株ABCD 代表取締役 〇〇 〇〇	電話番号	0123 (45) 6789
事業所所在地		〇〇市△△字××5678番1		
1. 今後10年間の採取計画について 〈記載する項目〉 ・10年間で採取する区域及びその予定面積等 ・1年目と10年後との採取場面積の比較 ・隣接して他の採取場がある場合には、その採取場との調整（例：協調掘削）				
2. 上記計画上の問題（許認可関係、権利関係等）について 〈記載する項目〉 ・林地開発許可、文化財調査などの他法令の問題 ・採取場を拡大してゆくに当たっての権原の取得上の問題 ・採取場周辺住民との問題（例：騒音、粉じん等）				
3. 10年後以降の採取の方針について 〈記載する項目〉 ・10年後以降も採取を継続する場合の方針 ・当該場所における終了予定時期、及びそれまでの拡大予定の面積				
4. 廃止後の土地利用計画、方針について 〈記載する項目〉 ・開発計画、緑化、植栽の考え				

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

様式6【記入例】

土 採 取 長 期 構 想 書

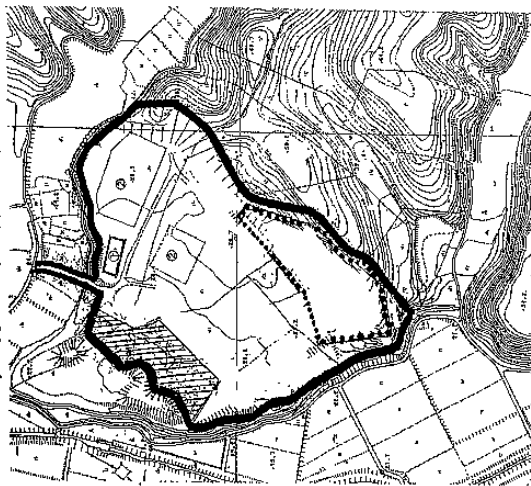
〇〇年〇〇月〇〇日作成

事業 者	住 所	〇〇市△△町1 2 3 4 番地	作成者名	△△ △△
	名 称 代表者	(株)ABCD 代表取締役 〇〇 〇〇	電話番号	0 1 2 3 (4 5) 6 7 8 9
事業所所在地		〇〇市△△字××5 6 7 8 番1		
1. 今後10年間の採取計画について 今後10年間に採取する予定区域は、現在の採取場の南東区域であり、10年間で約22haを採取する予定です。 現在の採取場面積は11haであり、採取が終了した区域は順次緑化等を実施し廃止を促進しますので、10年後の採取場面積は現在と同等の11haになる予定です。 なお、(株)〇〇△の採取場が隣接していることから、10年後の採取場区域において協調掘削を行い、法面を最小限とする予定です。				
2. 上記計画上の問題（許認可関係、権利関係等）について 林地開発許可については、採取予定区域22haのうち15ha分しか取得していないので、今後、変更許可申請する予定です。 10年間の採取予定区域については、既に全ての地権者の内諾を得ています。 砂利の搬出に伴う道路汚染を防止するため、洗車ピットの充実及び採取場周辺道路の清掃に努めます。				
3. 10年後以降の採取の方針について 当採取場地域は良質な土資源に恵まれ、また将来も盛土・埋土需要が見込まれることから、10年後以降も採取を継続する予定です。 しかし、将来の採取予定区域の南東の区域は、地権者の同意が得られる見込が無いことから、15年後には採取を終了する予定です。 15年間の採取面積は、約27haの予定です。				
4. 廃止後の土地利用計画、方針について 採取が終了して区域は、順次緑化等を実施し廃止します。 廃止後は、逐次地権者に返還します。				

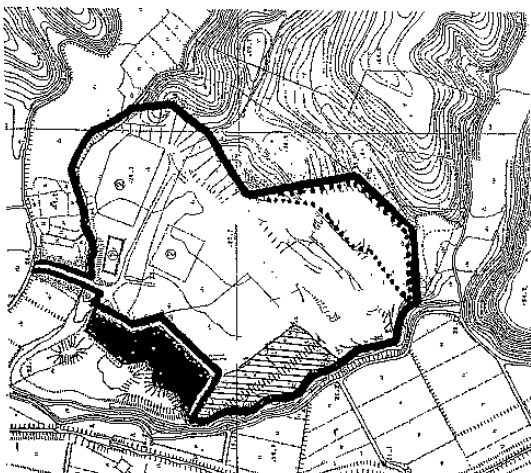
備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

中期事業計画平面図（例）（各年度の状況）（継続中の採取場の例）

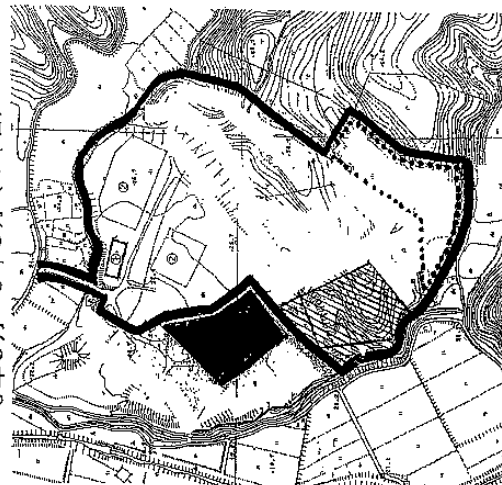
〇年〇月～〇年〇月（1年目）



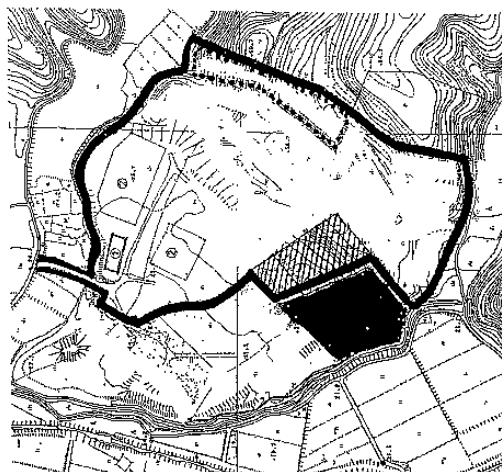
〇年〇月～〇年〇月（2年目）



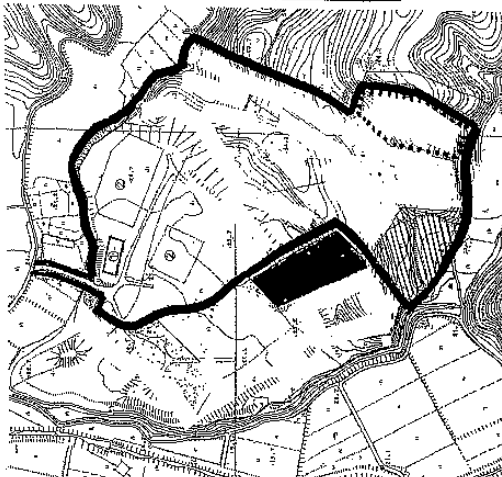
〇年〇月～〇年〇月（4年目）



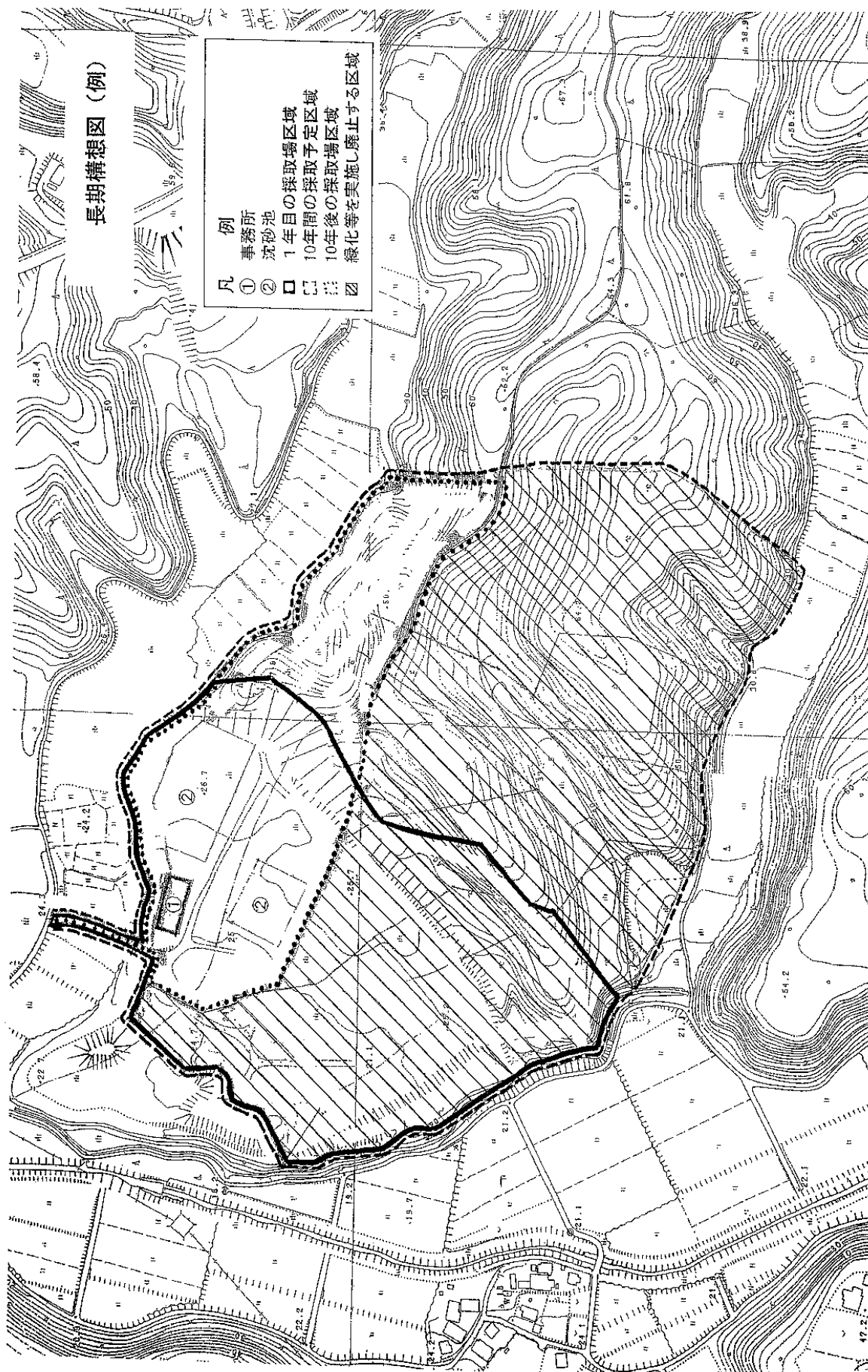
〇年〇月～〇年〇月（5年目）



〇年〇月～〇年〇月（6年目）



例	
凡	事務所
①	沈砂池
②	採取場区域
■	採大区域
□	掘裁降化等区域
●	廃止区域



中期事業計画書等の添付一覧表

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目
中期事業計画書	○						○
中期事業計画書 (実績入り)		○	○	○	○	○	○
中期事業計画平面図	○	○	○	○	○	○	○
長期構想書	○	○	○	○	○	○	○
長期構想図	○						○

備考：＊この例は、7 年目以降も 10 年以上継続する予定である場合を示している。

＊認可期間特例適用制度により中期事業計画書の 7 年目、8 年目、9 年目のいずれかと採取期間が重複する認可申請をする場合は、7 年目以降の中期事業計画書を作成して添付する。